

社会福祉法人福島市社会福祉協議会ボランティアセンター
ボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市におけるボランティア活動の推進および促進を図るため、社会福祉法人福島市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）へのボランティア登録について必要事項を定めるものとする。

(登録の種類)

第2条 登録の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人ボランティア登録
- (2) ボランティア団体登録

(ボランティア登録の要件)

第3条 登録の対象は、以下の条件を満たすものとする。

(1) 個人ボランティア登録

- ア 活動の目的が営利・宗教・政治活動ではないこと。
- イ 福島市内及び近隣市町の施設及び団体、個人よりセンターに依頼のあった活動に対し、可能な範囲で不定期または単発の活動ができること。
- ウ センターから発信する情報を郵便等で受け取ることができること。
- エ センターが開催する行事に積極的に参加協力する意思があること。

(2) ボランティア団体登録

- ア 活動の目的が営利・宗教・政治活動ではないこと。
- イ 団体の主な活動が会員間の互助活動ではなく、本市民全般を対象とした福祉活動であること。
- ウ 福島市内及び近隣市町の施設及び団体、個人よりセンターに依頼のあった活動に対し、可能な範囲で不定期または単発の活動ができること。
- エ センターから発信する情報を郵便等受け取ることができること。
- オ センターが開催する行事に積極的に参加協力する意思があること。

(登録による支援)

第4条 センターは登録者及び登録団体に対し、以下の支援を行う。

- (1) 活動に関する相談・助言
- (2) 活動に関する情報提供（コーディネート含む）

(ボランティア登録)

第5条 ボランティア登録を申請する者は、センターへ来訪し下記書類を提出する。

- (1) 個人ボランティア登録
 - ア ボランティア登録書（個人用）
- (2) ボランティア団体登録

ア ボランティア登録書（団体用）

イ 会員名簿並びに活動情報資料（総会資料および広報誌等）

（登録の期間）

第6条 登録の期間は、原則として登録日より当該年度末までとする。

（登録の削除）

第7条 センターは、各号に掲げる場合、登録者及び登録団体へ通達せず登録を削除することができる。

- （1）登録者及び登録団体よりの申し出があった場合
- （2）第3条に規定する要件を失った場合
- （3）登録者及び登録団体が、本来のボランティア活動・地域活動の目的やボランティア活動の在り方を逸脱した行為、あるいは公共の福祉に反する行為等があると認められる場合、またはその恐れがある場合
- （4）登録者及び登録団体代表者の連絡先変更により、センターから発送する郵便物等の不達が続く場合、または連絡がつかない場合

（報酬及び費用弁償）

第8条 ボランティア活動は、自由意思に基づく無報酬による活動であるため、活動に対する報酬は原則として受理しないこと。ただし、依頼側とボランティア側が負担の有無を含め協議し、実費の範囲内は依頼側より受理できる。

（個人情報の取り扱い）

第9条 センターは登録者及び登録団体に関して知り得た個人情報について、「社会福祉法人福島市社会福祉協議会個人情報保護規定」に基づき、適切に取り扱うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。